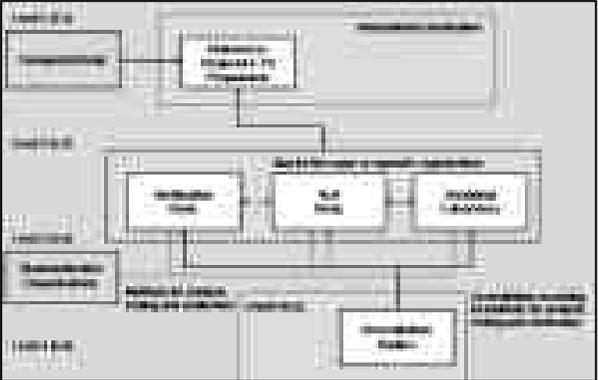


国内 ETV と ISO-ETV (想定) の比較

項目	国内 ETV	ISO-ETV (想定)	備考
1) 仕組の目的	既に適用可能な段階にありながら、その環境保全効果等についての客観的な評価が行われていないために普及が進んでいない先進的環境技術について、環境技術実証の手法・体制の確立を図るとともに、環境技術の利用者による技術の購入、導入等に当たり、環境保全効果等を容易に比較・検討し、適正な選択を可能にすることにより、環境技術の普及を促進し、環境保全と環境産業の発展に資すること	3つの目的がある、としている。 1) 市場化の段階にある新たな環境技術の性能について、客観的かつ信頼性のある根拠を提供することで、製造業、特に中小企業を支援すること 2) 科学的に有効と認識でき、入札や購買においての判断根拠としなる妥当な適正情報を提供することで、技術の購買者 (buyer) を支援すること 3) ETV に関与する全てのステークホルダーに対し、革新的な環境技術の能力に関する適正な情報を提供することで、公共政策や環境規制を支援すること	
2) Verification の定義	本実証事業において「実証」とは、環境技術の開発者でも利用者でもない第三者機関が、環境技術の環境保全効果等を試験等に基づき客観的なデータとして示すことをいう。 「実証」は、一定の判断基準を設けて、この基準に対する適合性を判定する「認証」とは異なる	環境技術が発揮する能力を質の担保されたデータや合意された手続きに従って有効性を評価すること	

項目	国内 ETV	ISO-ETV (想定)	備考
3) プログラムの運営体制			<ul style="list-style-type: none"> ・国内 ETV における実証機関の機能が「実証」「試験」「分析」に分離される。 (同一機関が3つを兼ねることも可能) 6)で詳述 ・「実証機関の審査機関」(accreditation bodies) と標準化組織 (standardization organizations) が追加的に必要がある。
4) 実証のフロー	<ol style="list-style-type: none"> 1) 実証機関の選定 2) 実証試験要領の策定 3) 技術の公募 4) 実証試験計画 5) 実証試験 6) 実証試験結果報告書作成・公開 	<ol style="list-style-type: none"> 1) 技術のエントリーと契約 2) アプリケーションの定義と性能主張 3) 既存データのレビューと(必要に応じて)試験計画の作成 4) 試験(必要に応じて) 5) 実証 6) レポートニング 	<ul style="list-style-type: none"> ・「技術の公募」のタイミングが異なる。
5) 対象技術分野	<p>平成 24 年度は、以下の 8 分野</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 地球温暖化対策技術分野(照明用エネルギー低減技術(反射板・拡散板等)) 	<p>ISO では特に規定されない模様</p> <p>KEITI (韓国の試験機関) へのヒアリングによれば、各国が定めることになる。</p>	

項目	国内 ETV	ISO-ETV (想定)	備考
	2)自然地域トイレし尿処理技術分野 3)有機性排水処理技術分野 4)閉鎖性海域における水環境改善技術分野 5)湖沼等水質浄化技術分野 6)ヒートアイランド対策技術分野 (建築物外皮による空調負荷低減等技術) 7)ヒートアイランド対策技術分野 (地中熱・下水等を利用したヒートポンプ空調システム) 8)VOC 等簡易測定技術分野		
6) 実証機関の機能・役割等	<p>< 機能・役割 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 1 技術分野に対して、実証 (評価) - 試験 - 分析の全てが実施可能な機関を実証機関として選定。 ・ 実証試験要領案の作成、実証手数料の詳細額の設定及び徴収 (手数料徴収体制の分野に限る。) 実証対象技術の企業等からの公募、実証対象とする技術の設定・審査、実証試験計画の策定、技術の実証 (実証試験の実施等)、実証試験結果報告書の作成、実証試験結果報告書の環境省への報告並びにロゴマーク及び実証番号の交付事務を行う。 	<p>< 機能・役割 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 実証 (評価)、試験、分析の 3 つの機能に分け、それぞれが以下の役割を担う。 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 実証機関：実証のパフォーマンスパラメータ及び試験の方針 (principle)、実証に必要なデータとその品質を決定する。また、オペレーションが管理されている条件下における、技術・プロセスのパフォーマンスに関するデータを評価・承認・報告・公表する。 ➢ 試験機関：求められるデータとその品質を提供するため、規定の試験の方針、方法、基準に基づき、試験を実施する。 ➢ 分析機関：分析される特定のパラメーター 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国内 ETV における実証機関の機能が「実証」「試験」「分析」に分離される。(再掲) (同一機関が 3 つを兼ねることも可能) ・ 「実証機関の審査機関」 (accreditation bodies) と標準化組織 (standardization organizations) が追加的に必要がある。

項目	国内 ETV	ISO-ETV (想定)	備考
		<p>に関連する規定の分析の品質に係る要件や方法、基準に基づき、分析を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> これらの3機能は独立組織が望ましいが、国又は地域レベルでの ETV プログラムの要件に従い、一つ以上の機関による実施されることもあるとしている。 申請者との独立性については明記されていない。 	
	<p>< 選定の観点 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ISO9001 に準拠した品質管理システムを構築していること。 ISO17025 に準拠した品質管理システムを構築していること。 その他 資格要件にはしていない 	<p>< 資格要件 ></p> <ul style="list-style-type: none"> 実証機関：ISO17020 の認定が必要 試験機関：ISO17025 を取得していない場合は、ISO-ETV の要件を遵守し、実証機関の責任の下で評価・管理されることが必要。 分析機関：分析の種類に応じた ISO 17025 の認定が必要。 	<ul style="list-style-type: none"> 資格要件として明記された場合、一部の実証機関において、ISO 規格への審査・登録の負担が生じるものと想定される。
	<p>< 実証機関を審査する機関 ></p> <ul style="list-style-type: none"> 特になし 	<p>< 実証機関を審査する機関 (accreditation body) > は IAF (国際認定フォーラム)、ILAC (国際試験所認定協力機構) 等のメンバーであることが条件。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 実証機関の ISO 規格への審査・登録に係るコスト負担が、企業等が支払う実証費用にも影響してくるのではないか。
7) 試験実施	<ul style="list-style-type: none"> 有識者からなる技術実証検討会で、実証試験 	<ul style="list-style-type: none"> 基本的に ISO への準拠が求められる 	

項目	国内 ETV	ISO-ETV (想定)	備考
方法	<p>要領を作成し、試験を実施。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ISO への準拠等は特に規定していない。 		
8) 機密情報の取扱い	<ul style="list-style-type: none"> ・ 実証運営機関及び実証機関は、実証試験を通じて知り得た実証申請者の環境技術に関する情報を、技術実証以外の目的で利用しないものとする。 ・ 実証申請者は、当該技術に関する機密情報を実証機関に提供するに際し、実証運営機関及び実証機関に対して、守秘義務を締結するよう要請できる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 技術を最初に実証した各個別のプログラムが、提案者との間での秘密協定の構築に関して責任を有すると考える (カナダ回答)。 	
9) ロゴマーク等の取扱い	<ul style="list-style-type: none"> ・ 環境省がロゴマークを交付 (使用許諾)  <p>環境技術 実証事業 ETV 環境省 http://www.urn.go.jp/policy/etv/</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特に規定されない模様 	<ul style="list-style-type: none"> ・ ISO 化された場合でも、国内の仕組みとしては一定レベルの自由度があると考えられる。
10) 報告書等の有効期間	<ul style="list-style-type: none"> ・ 現状では規定していない 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 現状では規定されていない。 	
11) 申請・登録事業者のコスト負担	<ul style="list-style-type: none"> ・ 手数料徴収体制の分野においては、試験実費として 30 万 ~ 300 万円 / 件の手数料を徴収している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 現段階では不明だが、EU やカナダでは、技術と実証試験の規模によるが、数十万円 ~ 数百万円 / 件と幅が広い。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 実証機関の ISO 規格への審査・登録に係るコスト負担が、企業等が支払う実証費用にも影響してくるのではない

項目	国内 ETV	ISO-ETV (想定)	備考
			か。
12)既登録技術の取扱い	-	・特に規定されない模様	・既に実証した技術を持つ事業者が、ISO-ETVにおいても、実証された扱いとするには、再度実証する必要性が生じる可能性があるのではないか。

ISO-ETV の内容は、カナダ、E U、韓国、フィリピン、アメリカの関係者のヒアリング等を基とした想定を含む。